

令和元年 5 月 15 日

令和元年登米市議会定例会

5 月特別議会 提案理由説明書

(その 2)

登米市議会

議員 番

報告第3号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-------	--

本件は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について（平成31年2月1日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課事務連絡）発出された事務連絡に伴う、国民健康保険税の減免の見直しに関する本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表5ページ）

報告第4号	登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-------	---

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正が平成31年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表6ページ）

報告第5号	登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-------	--

本件は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）の一部改正が平成31年4月1日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表7ページ）

報告第6号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
-------	--------------------------------

本件は、営造物の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 46 号	和解することについて
----------	------------

本案は、平成 31 年 1 月 28 日に登米市迫町佐沼字江合三丁目地内で発生した救急車内資機材破損に係る損害賠償に関し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から<u>平成31年度分</u>までの国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるところによる。 第2条・第3条 (略) (国民健康保険税の減免) 第4条 (略) 2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から<u>平成31年度</u>までに課する当該年度分の国民健康保険税については、<u>平成32年3月末日</u>までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するものに限り、免除する。 第5条～第7条 (略)	(趣旨) 第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から<u>平成30年度分</u>までの国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるところによる。 第2条・第3条 (略) (国民健康保険税の減免) 第4条 (略) 2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものから転入した者に係る平成23年度から<u>平成30年度</u>までに課する当該年度分の国民健康保険税については、<u>平成31年3月末日</u>までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するものに限り、免除する。 第5条～第7条 (略)

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (課税免除の適用) 第2条 促進区域内において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意（当該同意が<u>平成33年3月31日</u>までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から起算して5年を経過する日までの期間に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第13条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日）を賦課期日とする年度）以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。 第3条～第5条 (略)	第1条 (略) (課税免除の適用) 第2条 促進区域内において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意（当該同意が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から起算して5年を経過する日までの期間に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第13条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日）を賦課期日とする年度）以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。 第3条～第5条 (略)

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 （略） （課税免除の適用） 第2条 <u>平成33年3月31日</u>までの間に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>（法第30条に規定する<u>農林水産物等販売業</u>をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備であつて、取得価額の合計額が2,700万円を超える家屋及び償却資産を新設し、又は増設した場合における当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）の所有者については、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3か年度に限り、当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するものとする。 第3条～第5条 （略）	第1条 （略） （課税免除の適用） 第2条 <u>平成31年3月31日</u>までの間に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>（法第30条に規定する<u>情報通信技術利用事業</u>をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備であつて、取得価額の合計額が2,700万円を超える家屋及び償却資産を新設し、又は増設した場合における当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）の所有者については、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3か年度に限り、当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するものとする。 第3条～第5条 （略）